

## 個人番号カードを利用したコンビニ交付の開始について

マイナンバー制度の開始に伴い、平成 28 年 1 月から交付される「暗証番号（4 ケタの数字）を登録した個人番号カード」を利用して、平成 28 年 1 月 26 日（火）から、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機で、住民票の写しなどの証明書を取得できるようになります。

区内に設置してある証明書自動交付機より受付時間が長く、区外でも証明書を取得できるため、区民の利便性が向上します。

### 1 サービスが利用できる店舗

- ・セブンイレブン、・ローソン、・サークル K、・サンクス、・ファミリーマート、
  - ・セイコーマート、・コミュニティ・ストア、・セーブオン
- （※証明書が発行可能なマルチコピー機設置店舗に限ります。）

### 2 マルチコピー機台数

- ・全国店舗数：約 45,300 台
- ・板橋区内数：約 200 台

### 3 サービス提供時間

- ・6：30～23：00（一部例外あり）

### 4 取得できる証明書

- ・住民票の写し（現在のもの）  
住民票の写しは個人番号を記載できます。
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録をしている方）
- ・住民税の課税（非課税）・納税証明書（現年度及び前年度のみ）  
ただし、課税年度の 1 月 1 日の住所が板橋区で、引き続き板橋区にお住まいの方に限ります。

※印刷できる範囲を超える字数や規格外の文字使用などにより、ご利用できない場合があります。

### 5 区が独自設置している自動交付機の取扱いについて

コンビニ交付により、各種証明書が必要となった場合、速やかに提出先の最寄りのコンビニや自宅近くのコンビニで各種証明書の交付を受けることができ、サービス時間も 4 時間長くなるなど、場所及び時間の面で自動交付機よりサービスが向上できます。

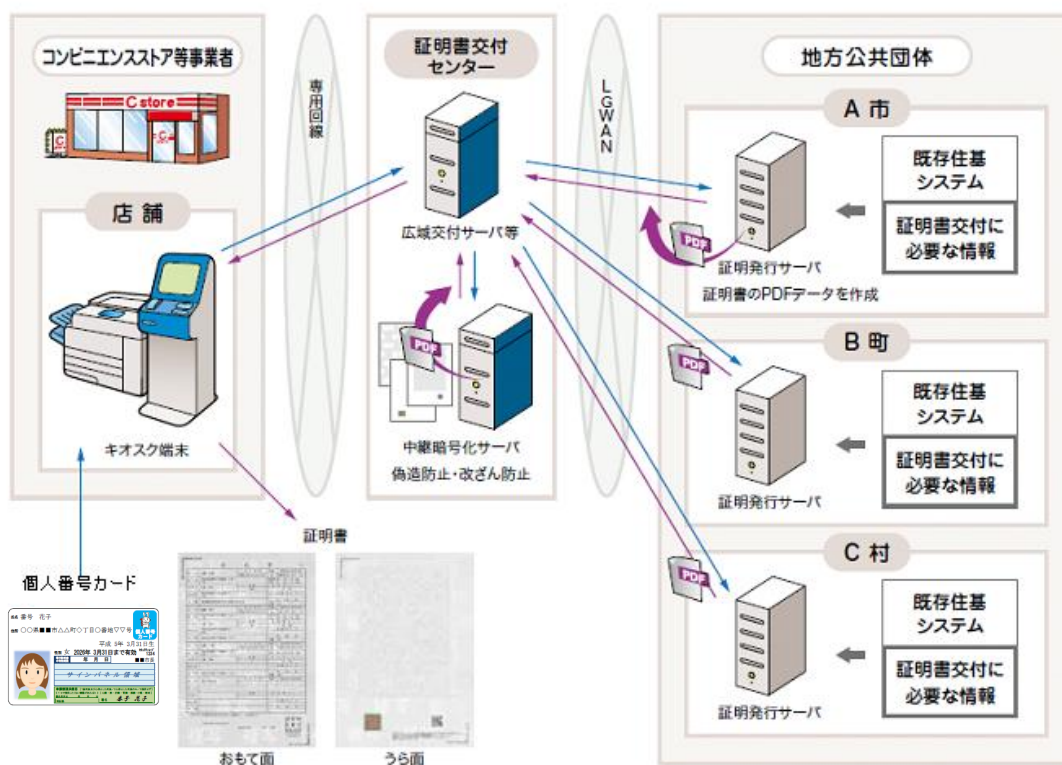
このため、区独自導入の自動交付機については、コンビニ交付との機能重複及び、経費面でも割高となるため、平成29年9月末のリース期限をもってサービスを終了します。

### <参考>

・コンビニ交付では、個人番号カード以外のカード（いたばし区民カードなど）は利用できません。

◎利用できます	×利用できません
	

### ・コンビニ交付事業全体の概要図



出典 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ホームページ